

鎌情審議 第 5 号  
平成17年10月14日

鎌倉市長  
石渡 徳一 様

鎌倉市情報公開運営審議会  
会 長 安 富 潔

鎌倉市個人情報保護制度の見直しに伴う  
情報公開制度の整備について（答申）

平成17年6月24日付け、鎌市政第23号「鎌倉市個人情報保護制度の見直しに伴う情報公開制度の整備について」をもって諮問を受けたことについて、別紙のとおり答申します。

鎌倉市個人情報保護制度の見直しに伴う  
鎌倉市情報公開制度の整備について

－ 答 申 －

平成17年10月

鎌倉市情報公開運営審議会

## 答申に当たって

鎌倉市の情報公開制度は、平成5年10月に制定された「鎌倉市公文書公開条例」に基づき平成6年4月1日に施行され、平成14年1月1日からは、現在の「鎌倉市情報公開条例」に継承され今日に至っております。この間、当該制度は、開かれた市政を実現する上で大きな役割を果たしてきましたが、昨今のIT社会の急激な進展を背景に、平成15年5月に個人情報保護関連5法が制定され、本年4月から全面施行されるなど、情報公開制度を取り巻く社会情勢は大きく変化してまいりました。

このような状況のもとで当運営審議会は、平成17年6月24日、鎌倉市長から「鎌倉市個人情報保護制度の見直しに伴う情報公開制度の整備について」諮問を受け、現行の情報公開制度の検討を行い、本日、本市における情報公開制度のあり方について答申する運びとなりました。

市におかれましては、この答申を踏まえ、できるだけ早期に関係条例の改正などの措置を講じ、情報公開の総合的な推進に取り組まれ、より一層市民に開かれた市政の運営に努められることを希望いたします。

平成17年10月14日

鎌倉市情報公開運営審議会  
会長 安 富 潔

## 目 次

1	審査会の統合	1
2	運営審議会の統合	1
3	指定管理者の情報公開	1
4	関連法令の改正に伴う整備	2

### < 資 料 >

1	鎌倉市長からの諮問書	3
2	鎌倉市情報公開運営審議会委員名簿	4
3	鎌倉市個人情報保護情報運営審議会 ・鎌倉市情報公開運営審議会 開催経過	4

## 個人情報保護制度の見直しに伴う情報公開制度の整備について

### 1 審査会の統合（第17条、第20条）

鎌倉市情報公開審査会と鎌倉市個人情報保護審査会とを統合することが  
適当である。

#### （説明）

現在個人情報保護条例及び情報公開条例により各々設置している審査会を統合し、（仮称）鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会を新設して審議の充実、事務の効率化等を図ることが適当である。

統合した審査会についての規定は、鎌倉市情報公開条例に設けることが適当である。

### 2 審議会の統合（第27条）

鎌倉市情報公開運営審議会と鎌倉市個人情報保護運営審議会とを統合することが適当である。

#### （説明）

現在個人情報保護条例及び情報公開条例により各々設置している運営審議会を統合し、（仮称）鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会を新設して審議の充実、事務の効率化等を図ることが適当である。

統合した審議会についての規定は、鎌倉市情報公開条例に設けることが適当である。

### 3 指定管理者の情報公開（新規）

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者に、当該施設の管理にかかる部分について、情報公開を推進するよう規定すべきである。

#### （説明）

地方自治法の改正により、市が設置した「公の施設」については、民間法人等が、市の指定を受けることにより、管理を代行することができるようになり、指定管理者は、その管理を行う「公の施設」について市になりかわり施設利用許可、料金の徴収、事業運営等を行うものである。

したがって、指定管理者が行う業務の性格から、「公の施設」の管理業務に関しては、説明責任が生じるものと考ええる。指定管理者のその業務に関する情報に限って、情報公開制度の対象とすべきであり、努力義務を規定するものである。なお、実施機関は、その規定の担保に留意すべきである。

#### 4 関連法令の改正に伴う整備（第2条・第6条）

行政文書の範囲、個人及び法人に関わる規定については、関連する法令と整合するよう整備を図るべきである。

##### （説明）

今回の関連法令の改正に伴う整備箇所は、個人情報保護制度の見直しに伴う用語の定義、また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が成立したことに伴う第6条に規定された例外的に非公開にすべき情報（非公開情報）の規定のうち、公務員及び法人に関わる部分等に関するものである。

1点目は、行政文書の定義を個人情報保護条例と同じ定義とする。

2点目は、独立行政法人等及び地方独立行政法人並びにその職員については、国又は他の地方公共団体と同様の扱いとすることが適当であり、個人情報保護条例と同様の規定とする。

さらに、第6条の非公開情報について、法人その他の団体の役員は、法人その他の団体それ自体に代わって行為を行う機関であることから、法人その他の団体についての情報の一部と考えられるので、個人情報保護条例と同様に個人に関する情報の対象から除外するものである。